

令和7年度
大阪市乳児等通園支援事業
(大阪市こども誰でも通園制度)

＜令和7年10月開始＞

補助対象事業者募集要項 A

令和7年4月

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課

目次

1	事業の目的と公募の概要	3
2	注意事項	3
3	募集受入れ人数（時間数）	3
4	募集内容について	3
5	実施要件	4
6	事業開始時期	5
7	補助金	5
8	主な応募資格	7
9	欠格事項	7
10	失格事由	7
11	当該事業補助対象事業者として果たすべき責任	8
12	応募上の注意事項	8
13	提出書類	9
14	申請（応募）手続き	9
15	運営予定者の選定	12
16	応募費用	17
17	運営予定者選定までのスケジュール	17
18	運営予定者の選定結果	17

19	運営予定者決定後の手続き	17
20	その他	17
21	担当課	18

1 事業の目的と公募の概要

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形で支援するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな通園制度である。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施する予定とされている。

今般、乳児等通園支援事業の本市の補助対象者を広く募集する。選定された事業者は、本市の認可を受けて事業を実施し、「大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付要綱（R7.6頃制定予定）」等に基づき補助金を交付するほか、必要に応じて当事業実施施設の開設にあたり必要となる経費の一部を補助する。

2 注意事項

本募集要項に記載された用語の定義などは、本市の解釈によるものとする。

本事業が令和8年度から給付化されることに伴い、今後、制定する条例をはじめ、関係法令も遵守すること。

3 募集受入れ人数（時間数）

令和7年度予算を上限に決定する。

4 募集内容について

（1）事業名称

大阪市乳児等通園支援事業

（2）利用対象者

大阪市内に居住する、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満の園児は対象とする。

（3）受け入れ児童

受け入れる児童は次のいずれかとする。なお、歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。

ア 0歳児、1歳児及び2歳児

イ 1歳児及び2歳児

ウ 2歳児のみ

（4）事業内容

利用者に対し、月10時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行う。

実施方法については一般型（在園時合同）、一般型（専用室独立）又は一般型（独立施設）のいずれかで実施することとし、余裕活用型については対象としない。

なお、同年齢保育または異年齢保育は問わない。

(5) 実施予定施設

大阪市内に所在する、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

(6) 実施日

事業者において決定する。

なお、変更する際は認可変更手続きが必要となる場合があるため、実施日はそれを考慮して決定すること。ただし、毎月延べ50～750時間の、受け入れ枠を確保すること。

(7) 利用料

こども一人1時間あたり300円

ア 利用料は、実施施設が利用対象者（保護者）から直接徴収する。徴収した利用料は、当該事業の歳入として適正な会計処理を行い、事業経費の一部に充てることができる。

ただし、給食費、おやつ代、おむつ代等個々の利用対象者（保護者）にかかる実費については、別途利用対象者（保護者）から徴収することができる。

（注）利用対象者（保護者）の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、利用対象者（保護者）に対してその根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする。

イ 生活保護法による被保護世帯の利用対象者（保護者）については、利用料を全額減免する。（ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。）

ウ 市町村民税非課税世帯の利用対象者（保護者）については、利用料をこども一人1時間あたり240円減免する。（ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。）

(8) 総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が開発中の総合支援システムの利用が必須となる。システムの利用方法など詳細は国から示され次第情報提供する。

5 実施要件

(1) 設備運営基準

別添1「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおり。

(2) 認可を受ける際の条件等

別添2「大阪市乳児等通園支援事業認可等要綱」のとおり

(3) 審査基準

別添3「大阪市乳児等通園支援授業の認可に関する審査基準」のとおり

(4) 設備基準

別添4「大阪市乳児等通園支援事業設備運営基準」のとおり。

(5) 実施要綱

別添5「大阪市乳児等通園支援事業実施要綱」のとおり。

※社会福祉法人の場合は、乳児等通園支援事業の実施を定款に記載する必要があります。

学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、大阪府教育庁私学課）にご相談ください。

6 事業開始時期

令和7年10月1日（水）より開始予定。

なお、事業開始に伴い、やむを得ない理由により、令和7年10月1日（水）からの開始が困難な場合は、遅くとも令和7年12月1日（月）開始を目途に個別に協議のうえ決定する。

7 補助金 ※補助単価等は補助要綱が制定されていないため、現時点での予定となりますので、変更となる場合があります。

（1）運営に係る補助金

運営に係る補助金（こども一人あたり）は次表のとおり。

項目	単価(1 時間あたり)
0 歳児	1,300 円
1 歳児	1,100 円
2 歳児	900 円
事務費	120 円
障がい児	400 円
要支援家庭のこども	400 円
医療的ケア児	2,400 円
生活保護法による被保護世帯のこども （本市が利用料を減免した場合に限る。）	300 円
市町村民税非課税世帯のこども （本市が利用料を減免した場合に限る。）	240 円

※歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。

（2）ICTに係る補助金

乳児等通園支援事業実施施設におけるICT化を推進するため、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

なお、当該施設が保育所等で既にICT化に係る補助を受けている場合は対象とはならない。

ア 補助基準額

最大200,000円

イ 補助金交付額

アの補助基準額と導入費用を比較していずれか少ないほうの額を補助基準額とし、補助

基準額に4分の3を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

(3) 整備にかかる補助

乳児等通園支援事業を実施するうえで、適切な環境を整えるために、必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

ア 補助対象となる経費

次の①及び②のうち、他制度による助成対象となっていないもの

①賃貸物件を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料

（ア）本市乳児等通園支援事業の実施に供するため、令和7年度中に新たに賃貸借契約を締結した物件にかかる経費に限る

（イ）賃借料は、乳児等通園支援事業実施施設の開設前1か月の賃借料とする

②環境整備にかかる改修費等

乳児等通園支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費。ただし、補助対象となるのは、乳児等通園支援事業実施施設の新規開設にあたり実施要綱で必要とされるもの、関係法令で適合が求められるもの又は実施要綱で定められていないが事業を実施する上で本市が必要と認めるもの（乳児等通園支援事業と関係性があり、乳児等通園支援事業実施施設を運営する上で日常的に使用すると考えられる設備であること。）とし、現存しかつ基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については、補助対象としない。

イ 補助基準額

補助対象となる経費のうち事業実施者が実際に支払う又は支払った経費とし、上限は下記のとおりとする。

①賃貸物件を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料(開設前月分)

600,000 円

②環境整備にかかる改修費等

4,324,000 円

ウ 補助金交付額

補助金交付額は、「イ補助基準額」と「ア補助対象となる経費」を比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

例) 補助対象となる経費①と②いずれも申請する場合であって、整備にあたり補助基準額以上の経費を支出する場合

① $600,000 \text{ 円} \times 3/4 = 450,000 \text{ 円}$

② $4,324,000 \text{ 円} \times 3/4 = 3,243,000 \text{ 円}$

① $450,000 \text{ 円} + ②3,243,000 \text{ 円} = 3,693,000 \text{ 円}$ （補助金交付額）

エ その他

また、補助を受けて一定期間を経過するまでに当事業の廃止や整備した個所を取り壊すなどした場合は財産処分（補助金返還）手続きが必要となるので、補助を受けるにあたっては留意すること。

(4) 賃借料にかかる補助

乳児等通園支援事業を、民家・アパート等を活用して、実施する場合に必要な賃借料（開設前1か月分の賃借料及び礼金を含み、管理費・共益費を除く。）を補助する。

（注）既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに乳児等通園支援事業実施施設を開設する場合は賃借料補助の対象。

補助基準額

1事業所あたり1か月あたり255,500円を上限とする。

（注）事業実施月数が1か月に満たない場合は、1か月とする。

※開設前月分の賃借料補助について、「(3) 整備にかかる」ア②の補助金を使用して整備等を行う場合は、「(3) 整備にかかる」ア①の補助金を使用し、「(3) 整備にかかる」ア②の補助金を使用しない場合は、「(4) 賃借料にかかる補助」の補助金を使用する。

8 主な応募資格

次の(1)～(4)に定める内容をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等（以下、「対象施設等」という。）を運営している事業者のうち、対象施設等において利用対象者の受入時間数を月5人分（延べ50時間）以上75人分（延べ750時間）以下分確保できる事業者
- (2) 4ページ記載の「5実施要件」を満たした上で本事業を実施することができる事業者であること
- (3) 専ら宗教活動や政治活動を目的とした事業者でないこと
- (4) 納税義務者にあつては市税の未納がないこと

9 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する事業者は、本募集に応募することができない。

- (1) 事業者が次の各号に該当する場合又は事業者の役員に次の各号に該当する者がいる場合
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 民事再生法、会社更生法の適用を申請している場合

10 失格事由

下記の各号のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すこと

がある。

- (1) 選定会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
- (5) 本募集要項及び補助要綱等に違反又は著しく逸脱した場合
- (6) その他不正行為があった場合

11 当該事業補助対象事業者として果たすべき責任

- (1) 個人情報保護の取り扱い

事業の実施に際して入手した個人情報は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。

- (2) 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
- ・地方自治法、地方自治法施行令
- ・労働基準法、労働安全衛生法
- ・その他関連法規

- (3) 職員の資質向上

事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

- (4) 危機管理体制

事業者は、施設の安全管理を徹底し、危機管理マニュアル等の作成や定期的な災害及び防犯訓練を行うなど、職員に周知を図るとともに、連携体制のもとに事故防止に努めること。

12 応募上の注意事項

- (1) 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (2) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- (3) 申請者から提出された事業計画書等申請に係る書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容が無償で使用できるものとする。

また、提出された書類については、個人情報保護法及び関係法令の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。

なお、提出された書類については、返却しない。

- (4) 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 市長が認可した保育所、認定こども園、家庭的保育事業等において、本事業に応募するにあたり、原則、認可定員を下げることは認めない。

13 提出書類

申請書類については、別添6—1「乳児等通園支援事業募集応募申請書」のとおり。

14 申請（応募）手続き

（1）募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）の午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

イ 配布場所

大阪市役所地下1階 大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課窓口
大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※募集要項及び様式は大阪市こども青少年局HPでもダウンロード可能。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000652051.html>

（2）応募相談について

次の期間中、募集に関する相談を受け付ける。

なお、応募相談は前日までに必ず電話で予約をすること。その際には、相談内容、人数、日時などを伝えること。予約状況により、希望の日時に対応ができない場合がある。

また、応募予定事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。

【応募相談期間】

令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）まで

※10時、11時、14時、15時、16時の5区分で各1時間以内

（土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

【ご相談・問合せ先・相談場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪市役所こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整グループ）

電話 06-6208-8665

（3）応募にかかる事前登録

ア 事前登録

応募する場合は事前登録申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行ってください。なお、事前登録を行っていない応募予定事業者及び案件は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をいたしません。

※事前登録前に、原則1回は応募相談を行ってください。

イ 事前登録受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）まで

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は書留に限ることとし、事前登録期間最終日午後5時30分までに必着とします。

ウ 受付場所

上記『(2) 応募相談について 【ご相談・お問合せ先・相談場所】』と同じ

エ 事前登録書類（１部）

※ ★印のあるものは応募書類でコピーの提出が必要になります。

(ア) 事前登録申込書（様式第1号）

(イ) 応募事業者確認書類（※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要）

A 応募事業者が法人の場合

・★法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・★印鑑登録証明書

B 応募事業者が個人の場合

・★住民票の写し（原本が必要）

・★印鑑登録証明書

(ウ) ★誓約書（様式第2号）

(エ) ★応募物件の登記事項証明書（全部事項証明書）

（土地に建設する場合は土地分及び公図、賃貸物件を改修する場合は建物分が必要）

(オ) 整備工事スケジュール表（様式については任意）

工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

(カ) 検査済証

※ 線の証明書等は全て原本かつ発行後3か月以内のものを添付してください。

※ 複数申込みの場合、案件ごとに提出が必要ですが、(イ) は共通で可とします。

提出に必要な書類は下表をご参照ください。

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類		備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し		★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び <u>耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの</u>		★検査済証を紛失した場合は <u>台帳記載事項証明</u> が必要
無 (完了検査を受けていない)	★通知日は問わない	①	<u>建築基準法適合状況調査による調査書</u>	★ <u>耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれか</u> が必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適合になることがあります。
		②	200㎡超の用途変更は既存状況報告書（写）	
		③	建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書	

※ 耐震基準を満たしていない場合は、認可を受けるまでに改修し、耐震基準を確保することを条件に応募可とします。その場合は、改修後に耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提

出が必要となります。

(4) 応募書類の受付期間

令和7年4月25日(金)から令和7年5月26日(月)まで

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

(ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く)

- ※ 応募書類の提出は持参のみとし、郵送等による受け付けは行いません。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できません。
- ※ 受付期間中の書類差替えは可能としますが、受付期間終了後につきましては、原則、書類差替え等を行えません。
- ※ 受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されますので、あらかじめ時間に余裕をもってお越しください。

(5) 応募書類提出にかかる留意事項

- 応募書類は、正本1部及び副本(写し)5部の計6部とします。
- 提出書類一覧表(チェック表)等を参照のうえ、必要書類を提出してください。
- 応募書類については「提出書類一覧表(チェック表)」の項目番号ごとにインデックスを付け、それぞれの項目番号ごとにページ番号(1-1・1-2、2-1・2-2等)を付記したうえで、1部ずつA4ファイルに穴をあけて綴じてください。
- 応募書類の表紙及び背表紙には、正本・副本の表記、事業名称、事業者名、行政区を明記するようにしてください。
- 応募書類の詳細については、提出書類一覧表(チェック表)にて確認し、提出前にチェックを行ってください。なお、提出書類一覧表(チェック表)は、提出時のチェック作業にも使用しますので、応募書類(正本・副本)それぞれの巻頭に綴じてください。

※ 副本については応募書類提出期間中に本市が確認した正本を複写し、次の副本提出期日までに提出してください。

令和7年5月30日(金)まで

(注) 当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類の受理をお断りさせていただきます。応募書類については正本、副本ともに必ず内容を確認のうえ、提出してください。

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。（A4サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A3サイズとし、片袖折りで作成してください。）両面印刷での提出も可能です。
- パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。
- クリアブックリフィル、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。
- ヒアリング時に応募書類の内容に基づいて質問を行う場合がありますので、応募事業者も控えを取り、ヒアリング時に持参するようにしてください。

15 運営予定者の選定

（1）運営予定者の選定について

- ア 運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- イ 応募事業者については、応募書類及びヒアリングにより総合的に審査を行います。
- ウ 審査は、審査基準に基づき行います。
- エ 運営予定者は審査会の審査結果を踏まえ、大阪市が決定します。

（2）審査会及び審査方法について

ア ヒアリングについて

審査会におけるヒアリングは、応募事業者の代表者（又は、事業責任者）及び管理者（予定者）の出席が必要となります。なお、ヒアリングには4人まで出席可能です。ただし、出席できるのは、経営者、従業員及び採用予定者に限ります。

イ 審査会の日程について

令和7年6月中旬～下旬に実施します。

応募申請後、日程が確定次第、応募事業者の代表者宛て郵送にて通知します。

なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外しますので、あらかじめご了承ください。

応募書類受付期間終了後（5月23日）、3週間（6月13日）を経過しても通知が届かない場合は次のお問い合わせ先へご確認ください。

【お問合せ先】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側
 大阪市役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整グループ）
 電話 06-6208-8665

ウ 審査の対象について

審査会においては、「事業者の概要」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した事業者を予定者選考の対象とします。

エ 幼稚園等の審査について

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所の中で本事業を実施する場合、審査項目の一部を省略します。詳細は(3)主な審査項目及び(4)主な着眼点をご確認ください。

(3) 主な審査項目

	審査内容（概要）	配点	
		幼稚園等	認可外保育施設、新規施設等
事業者の現況	①事業者の運営理念・乳児等通園支援の方針について ②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について ③代表者・事業責任者について ④監査指摘の事後対応について ⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑥財政基盤・財務状況について ⑦規程整備について	—	3割程度
事業計画	①施設運営にかかる収支予算計画について ②施設の運営方針について ③管理者について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考え方について ⑥教育・保育に関する全体的な計画等について ⑦給食について ⑧通常時及び災害等非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について ⑪苦情処理の取組について	7.5割程度	6割程度

整備計画	①施設整備にかかる資金計画について ②認可基準等に関わる設備について	2.5 割 程度	1 割 程度
合 計		40 点	70 点

(4) 主な着眼点

	審査内容（概要）	主な着眼点
事業者 の現況	①事業者の運営理念・乳児等通園支援の方針について （幼稚園等は省略可）	① 事業者の当事業に関する運営理念が社会福祉の理念に沿っているか ② 事業者の乳児等通園支援の方針は保育所保育指針に準じているか
	②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について （幼稚園等は省略可）	① 役員構成・組織体制に根本的な欠陥が見当たらないか ② こども・保護者の視点に立った乳児等通園支援を実施するための組織体制を構築しようとしているか
	③代表者・事業責任者について （幼稚園等は省略可）	① 代表者又は事業責任者が当事業について理解しているか ② 代表者又は事業責任者が今回の計画について把握できているか
	④監査指摘の事後対応について	法人及び施設が受けた行政監査の指摘に対し、改善や改善に向けた方針等を立てているか
	⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について （幼稚園等は省略可）	① 個人情報の管理、障がい者の法定雇用率達成状況等のコンプライアンス遵守を意識しているか ② 一人一人のこどもの状況や心身の発達の個人差を踏まえ、こどもの人権に配慮して保育することの重要性を理解しているか

	⑥財政基盤・財務状況について (幼稚園等は省略可)	① 事業者全体の経済的基盤があるか(ストック) ② 過去3年以内の損益の状況から安定的に事業を継続すると見込まれるか(フロー) ※新規事業者については他の事業の損益状況等から判断する。
	⑦規程整備について (幼稚園等は省略可)	① 就業規則、安全衛生規定、その他の規程が関係法令に則って整備されているか ② 給与規程・経理規定が関係法令に則って整備されているか
事業計画	①施設運営にかかる収支予算計画について	① 収入や人件費の見込が妥当か ② 運転資金が確保されているか
	②施設の運営方針について (幼稚園等は省略可)	① 地域の子育て支援等に関するニーズを把握しているか ② 保護者との相互理解を図るように努めているか
	③管理者について	① 管理者は、リーダーシップを発揮して、良好な組織運営を行うことができる見込があるか ② 管理者は、働きやすい職場、働き甲斐のある職場を作ることの重要性を理解し、保育人材の定着を実践できる見込があるか ③ 管理者は、当事業に関する全体的な計画等を実施できる体制を構築できる見込があるか ④ 管理者は、職員の専門性向上のために必要な環境を確保することの重要性を理解し、職員の研修機会の確保に努める見込があるか
	④職員配置計画について	① 安全安心な保育の実践のために必要な職員配置を行うことが見込まれるか ② 実効性のあるローテーション表が整備されているか
	⑤職員研修・人材育成に関する考え方について (幼稚園等は省略可)	給食の提供方法、衛生管理、アレルギー対応・誤嚥対策、動線や建物の構造に合わせた安全管理、事故防止、災害対策、緊急時対応、こどもの健康管理・感染症、虐待対応・不適切保育対応のマニュアルを実行するのに必要な知識及び技術

		を修得できるように職場内での研修を実施しようとしているか
⑥教育・保育に関する全体的な計画等について		① 全体的な計画がこどもの発達過程を踏まえて保育所保育指針等に沿った計画になっているか ② 年間指導計画と全体的な計画の整合性が取れているか ③ 年間指導計画がこどもの発達過程を踏まえて保育所保育指針等に沿った計画になっているか
⑦給食について (給食を提供する場合のみ対象)		① 給食の提供方法、衛生管理、アレルギー対応・誤嚥対策についてマニュアルがあるか ② アレルギー疾患の発症や誤嚥事故等に備え、保護者、かかりつけ医や関係機関との連携体制を構築しようとしているか
⑧通常時及び災害等非常時の安全管理について		① 動線や建物の構造に合わせた安全管理、事故防止、災害対策、緊急時対応、こどもの健康管理・感染症に係るマニュアルがあるか ② 避難訓練等の実施を月1回以上予定しているか
⑨こどもの虐待防止の取組について		① 虐待対応に関するマニュアル・不適切保育に関するマニュアルがあるか ② 虐待防止のために、こどもの身体や行動、養育の状況等を組織的に把握し、関係機関と連携する必要性を認識しているか
⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について		① 障がい児保育のための環境整備に配慮したり、障がい児保育の視点をもった人材育成に取り組む姿勢を有しているか ② 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援をする必要性を認識しているか ③ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行う必要性を認識しているか
⑪苦情処理の取組について (幼稚園等は省略可)		相談窓口を設け、相談窓口について周知しようとしているか

整備計画	①施設整備にかかる資金計画について (整備する場合のみ対象)	① 施設整備計画と工事等の見積もりに齟齬がないか ② 資金の調達は確実性が見込まれるか ③ 償還計画が現実的で確実性が見込まれるか
	②認可基準に関わる設備について	① 安全安心な保育の実践のために必要な保育室面積の確保を行うことが見込まれるか ② 定員及び年齢に見合う設備・個数を備えた便所を整備する予定か ③ こどもの動線等に配慮し安全・安心が確保されているか(衛生面の確保を含む)

16 応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とします。

17 運営予定者選定までのスケジュール

内 容	日 程
応募相談期間	令和7年4月25日(金)～令和7年5月23日(金)
事前登録受付期間	令和7年4月25日(金)～令和7年5月23日(金)
応募書類(正本)受付期間	令和7年4月25日(金)～令和7年5月26日(月)
応募書類(副本)受付期限	令和7年5月30日(金)
審査会開催期間	令和7年6月中旬～下旬
審査結果の公表	令和7年7月上旬

18 運営予定者の選定結果

選定結果及び委員講評の内容は、応募事業者に通知します。

19 運営予定者決定後の手続き

運営予定者は、乳児等通園支援事業を実施するため、認可を受ける必要があります。

20 その他

- (1) 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な施設を整備し、大阪市の選定を受けた設置・運営予定者となった事業者自らが運営すること。
- (2) 運営予定者となった者は、事業所の整備にあたり、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮するとともに、運営予定者となった事業者自身の責任において誠意をもって対応すること。また、事業所の整備と運営を円滑に行うためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であり、事前に丁寧な説明を行うとともに近隣住民からの要望等については、運営予定

者となった事業者の責任において、誠意をもって対応すること。

(3) 避難確保計画の作成について

近年、全国各地で豪雨災害が多発しており、平成 29 年 6 月に水防法が改正されました。河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されています。

※ 避難確保計画の作成提出は開設前に行う必要があります。詳細は大阪市ホームページの以下のページをご参照ください。

参考ページ：

「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

21 担当課

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課企画調整 G

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所地下 1 階

電話：06-6208-8665

メール：kodomo-data@city.osaka.lg.jp